

丹後リゾートらぐら木津別邸 宿泊約款

(適応範囲)

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款の定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。(1)宿泊者名 (2)宿泊日及び到着予定時刻 (3)宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による) (4)その他当館が必要と認める事項 2.宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。(食物アレルギーに関して)同一厨房で様々な食材を使用しているため、調理器具等を食材ごとに専用のものを使用していません。このため、原材料として使用していない食材が微量に混入することを確実に防止する事はできない事をご了承ください。アレルゲン除去に努めた料理を提供させて頂きますが、アレルゲンの除去を保証するものではございません。アレルゲンの除去が保証されないとお困りのお客様、「ごく微量」のアレルギー物質の摂取によってアレルギー反応を発症する可能性のあるお客様におかれましては、お客様の安全を優先し食事の提供をお断りすることがございます。その場合、ご自身での安全な食品と器の持ち込みをお願いしております。当館では「ごく微量」のアレルギー物質の摂取によるアレルギー反応を発症する基準をアレルギー検査(血中抗原特異的 IgE 抗体検査)のクラス(スコア)4.5.6とします。これ以外のアレルギー検査につきまして、当館では判断できないものとして処理します。アレルギー検査(血中抗原特異的 IgE 抗体検査)のクラス(スコア)1.2.3でも予想以上の症状が出てしまう場合がございます。その場合もお客様の安全を優先し食事の提供をお断りすることがございます。アナフィラキシーを発症する恐れのあるお客様につきまして、エピペンを持参してご来館下さい。以上を踏まえ、食事の御利用に際しては、お客様の最終的判断があつたものといたします。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。2.当館がインターネットサイトに誤った宿泊金額を提示し、又は電話で誤った宿泊料金を案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申込みをされ、当館が承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉である時は、当該料金につき「限定」「特別」「キャンペーン」などの低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上

の錯誤による承諾である事から、宿泊料金は無効とさせて頂き、速やかにその旨の通知を差し上げます。 3. 当館は宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客から頂いた連絡先に予約確認の電話を差し上げる事があります。 4. 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。 5. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。 6. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。 7. 過去に取消料の支払請求に対して未払いのある場合、次の予約締結時に次回の宿泊料相当の申込金と未払の取消料を申し受けます。支払期限は、次回宿泊させて頂きます。

（申込金の支払を要しないこととする特約）

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。 2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかつた場合、及び当該申込金の支払期日を指定しなかつた場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（宿泊契約締結の拒否）

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

（1）宿泊の申込みが、この約款によらないとき。 （2）満室により客室の余裕がないとき。 （3）当館が宿泊客から過重な負担となる要求を求められる場合。 （4）宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。 （5）宿泊しようとする者が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当館内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。 （6）宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。 イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力 ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの （7）宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき （8）宿泊しようとする者が、伝染病者又は感染病者であると明らかに認められるとき。 （9）宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。 （10）天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。 （11）滋賀県旅館の衛生措置の基準に関する条例7条

の規定する場合に該当するとき。（12）宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。

（宿泊客の契約解除権）

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。2. 当館は、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第2に掲げるところにより、取消料を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時（事前に到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当館の契約解除権）

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。（1）宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。（2）宿泊客が当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当館内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。（3）宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき その場合には、適当な方法をもってお知らせします。 イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の 反社会的勢力 ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき（4）宿泊客が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき（5）当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき（6）宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。（7）宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。（8）天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。（9）滋賀県旅館の衛生措置の基準等に関する条例7条の規定する場合に該当するとき。（10）寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。（11）宿泊契約成立後に第5条（11）に定める事が判明した時 2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊規約を解除したときは、その解除事由が前項（8）及び（9）による時は宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。その余の解除事由による時は、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も違約料としてお支払い頂きます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
(1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業 (2) 外国人にあっては、国籍・
旅券番号・入国情地及び入国情年月日 (3) 出発日及び出発予定時刻 (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に替わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。
ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
(1) 超過3時間までは、室料相当額の30% (2) 超過6時間までは、室料相当額の60% (3)
超過6時間以上は、室料相当額の100%
3. 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館の主な施設などの営業時間は次のとおりとします。フロント・キャッシュ
一等サービス時間： 午前8時00分から午後8時00分

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払は、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジット
カード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロン
トにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責
めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保
険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。 2. 当館は3万円以上の現金又は時価3万円相当以上の物品はお預かりできません。 3. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかつたものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかつたものについては、当館に故意又は重大な過失があつた場合を除き、3万円を限度として当館はその損害を賠償します。 4. 当館は、第1項及び第3項に基づく損害賠償責任のある時であつても、次に定める物品については、その責任を負いません。 (1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスクなど情報機器（コンピューターおよびその端末装置等の周辺機器で直接処理を行える記憶媒体に記録されたものを含みます）

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立つて当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限つて責任をもつて保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後処分いたします。 3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第16条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失 2. 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

(ワンちゃんについて)

第18条 宿泊料金は1頭につき、1泊7,500円（税別）を申し受けます。1室2頭まで利用可能です。

2. 愛犬について以下の①～③までの要件を備えている場合の限り宿泊可能です。①基本的なしつけがなされている事②狂犬病予防注射を毎年一回接種している③5種類以上の混合ワクチン予防接種を接種後1年末満である事。②③は各証明書や注射済証、抗体検査結果証明書（コピー可）を提出の事。（犬ジステンパーウイルス、犬パルボウイルス、犬アデノウイルスの抗体が陽性であること）3. ワンちゃん同士でトラブルが発生した場合、当館では一切の責任を負いかねます。4. ノミ・マダニの駆除対策を済ませて頂くこととしておりますが、万が一、未駆除にてご利用された場合、その後にかかる客室内、館内を含む駆除費、客室使用停止によって発生する休業の損害を賠償していただきます。5. 5種以上のワクチン接種、狂犬病予防接種を済ませて頂くこととしておりますが、万が一、未接種により、トラブルが発生した場合、当館では一切の責任を負いかねます。6. 客室内、館内にて粗相をされた際、それに対する清掃・クリーニングに係る費用を申し受けます。7. 館内の備品類、設置品を破損された場合は、それに係る費用を申し受けます。8. ワンちゃんを客室に残し、万が一事故が発生した場合、当館では一切の責任を負いかねます。9. ワンちゃんの食事時に於けるトラブルや事故について、当館では一切の責任を負いかねます。◎ワンちゃんの安全確保はお客様にてお願い申し上げます。10. ワンちゃんが他のお客様や当館従業員に怪我を負わせた場合、治療や賠償にかかる費用をご負担いただきます。11. 万が一、トラブルや事故が発生した場合、当館では一切の責任を負いかねます。12. 敷地内のマーキングを禁止とさせていただきます。マーキング癖がある場合は必ずマナーウェア（ベルト・パンツ）を着用させてください。お持ちでない場合はフロントにてお渡しいたしますのでお声がけください。

別表第1宿泊料金の算定方法（第2条第1項及び第12条第1項関係）宿泊客が支払うべき総額 □宿泊料金 内訳：基本宿泊料（室料） □追加料金 内訳：朝食・夕食の他追加飲料（朝・夕食以外の飲食料）及び その他の利用料金 □税金 内訳：イ. 消費税 □. 入湯税 □わんちゃん利用料 □特定日料金 1. 基本宿泊料は、フロントに掲示する料金表によります。2. 小人料金は小学生以下に適用し、小人は1人につき寝具なしの場合3,000円（税別）寝具有の場合は大人と同等とさせていただきます。別表第2違約金（第6条第2項関係）契約解除の通知を受けた日 予約日 不泊・当日前日 3日前 7日前 予約日より14日前 通常時 100% 100% 30% 20% ※但し、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始の日程は年によって異なります。 詳細は直接施設にお問い合わせください。 契約解除の通知を受けた日 不泊・当日前日 7日前 予約日より30日 100% 100% 30% 20% (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。 2. 契約日数が短縮

した場合は、その短縮日数にかかわりなく 1 日分（初日）の違約金を收受します。 3 . 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。 4 . 取消料の支払期限は、請求日より最大2週間とします。 （管轄裁判所と準拠法）第18条 当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、大阪地方裁判所または富田林簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。 2 当館の約款は正文を日本語とする。